(目的)

第1条 この要綱は、公園、緑地・緑道(以下「公園等」という。)を市民が 身近に感じて親しみや愛着をもって利用できる場づくりや公園等の施設の充 実を図るため、広く市民等からベンチの寄附を募り、公園等にベンチを設置 することについて、必要な事項を定めるものとする。

(寄附者)

第2条 ベンチを寄附することができるものは、この要綱の目的に賛同する個人、団体、企業等とする。ただし、浦安市暴力団排除条例(平成24年3月29日条例第2号)第2条各号のいずれかに該当するものその他市長が反社会的集団と認めるものは、ベンチを寄附することはできない。

(ベンチの仕様)

第3条 ベンチの仕様は、別表第1のとおりとする。

(ベンチの設置場所)

第4条 ベンチを設置する公園等及びその設置場所については市長が決定する ものとする。

(寄附者名等の表示)

- **第5条** ベンチの寄附者は、希望するところにより、寄附者名及び事業の目的に即した簡易なメッセージを記載したプレートをベンチに設置することができる。ただし、当該プレートに記載する寄附者名及びメッセージの表示について、それぞれ次の各号に該当する内容を含むものは設置できない。
 - (1) 寄附者名の表示に関すること
 - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第一項に規定する「風俗営業」、第五項に規定する「性風俗関連特殊営業」、第十 一項「接待業務受託営業」に類する業種の寄附者名
 - イ 日本標準産業分類における火葬業、墓地管理業、葬儀業に類する業種 の寄附者名
 - ウ 政治又は宗教活動を主たる目的とした団体の寄附者名

- エ 特定の公職者または、政党の推薦、支持・反対することを目的とした 団体の寄附者名
- オ その他市長が不適当であると認めるもの
- (2) メッセージの表示に関すること
 - ア 営利を目的とする表現
 - イ 政治又は宗教的内容に関する表現
 - ウ 公序良俗に反する表現
 - エ 誹謗中傷及び品位を欠く表現
 - オ 公園等の管理者が、公園等の景観にそぐわない表現と判断するもの
 - カ 上記要件に適合する恐れのあるもの
 - キ その他市長が不適当であると認めるもの

(募集の方法)

第6条 ベンチの寄附の募集は、市広報紙又はホームページその他市長が適切 と認める方法により行うものとする。

(応募の方法)

第7条 ベンチの寄附を希望する者は、前条の募集の期間内において公園等ベンチ寄附申出書(第1号様式)を市長に提出するものとする。

(内容の審査)

第8条 市長は、前条のベンチ寄附申込書の提出があった場合、その内容を審査し、適当と認めたときは、寄附の受領を決定し、公園等ベンチ寄附受入決定通知書(第2号様式)を寄附者に通知するものとする。

(ベンチ費用の支払)

第9条 前条の決定を受けた寄附者は、市の指定した方法により、ベンチに要する費用を支払わなければならない。

(物品寄附の受領)

第10条 市長は、寄附によりベンチを受納するときは、寄附者に対して、公園等ベンチ寄附受領書(第3号様式)を交付しなければならない。

(工事完了報告)

第11条 市長は、ベンチの設置が完了した時は工事完了報告書(第4号様 式)を、寄附者に通知するものとする。 (ベンチの帰属等)

- 第12条 ベンチは、設置完了時点で浦安市に帰属し、一般の利用に供する公園施設とする。
- 2 ベンチについては、設置後10年間は市において保全に努めることとする。 ただし、設置後10年間が経過した後において、老朽化又は破損等により使用 が困難となった場合、市はこれを撤去することができる。ただし、災害その 他市の責めに帰すことのできない事由によって機能が損なわれた場合におい てはこの限りでない。
- 3 前項の規定にかかわらず、公園の再整備その他市長が必要と認めた場合は、 寄附者へ通知の上でベンチを移設し、又は撤去することができる。 (その他)
- 第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和7年10月24日から施行する。

別表第1

ベンチ仕様	「背付きベンチ」	「背なしベンチ」
	① 幅 : 1,530 mm程度	② 幅 : 1,540 mm程度
寸 法	奥行 : 620 mm程度	奥行 : 550 mm程度
	高さ : 770 ㎜程度	高さ : 420 mm程度
材質	座板、背板:合成木材	座板、背板:合成木材
	座受、脚等:アルミ合金鋳物	座受、脚等:アルミ合金鋳物
その他	一般社団法人日本公園施設業	中間部に肘掛を要すること。
	協会SPL表示認定企業の製	一般社団法人日本公園施設業
	造製品であること。	協会SPL表示認定企業の製
		造製品であること。

別表第2

プレート	
寸法	縦 55 mm×横 150 mm程度
材質	真鍮
寄附者名	文字数 : 20文字まで
メッセージ	文字数 : 40文字まで

公園等ベンチ寄附申出書

(宛先)	浦安市長
(クロフロノ	加久中人

		主地		
申出人	氏	名		
	電話	番号		

浦安市公園等寄附ベンチ事業実施要綱第7条の規定により、次のとおりベンチを寄附したく申し出ます。

寄 附 数 量	背付きベンチ 基・背なしベンチ 基
プレートの設置の希望	□希望する □希望しない
寄附者名の表示	
(20 字以内)	
メッセージの表示	
(40 字以内)	
著作権に関わる記述	※プレートの表示内容に著作物などを含む場合は、許可の有無などの状況を記入してください。無断使用に関する全ての損害は、 寄附者の責任となります。
広報誌、HPへの掲載	□ 寄附者氏名・物品名 □希望しない
議会報告	□ 寄附者氏名・物品名□ 寄附者の所在地□ 希望しない
実施要綱第12条に 関する同意	□同意する

第 号年 月 日

様

浦安市長

公園等ベンチ寄附受入決定通知

年 月 日付けで申し出のありました下記寄附につきましては、浦安市公園等寄附ベンチ事業実施要綱第8条の規定により、これを受け入れることに決定しました。

つきましては、下記の口座までベンチ代金を振り込んでいただきますようお 願い申しあげます。

記

- 1 寄附内容 ベンチ 基
- 2 振込金額 金 円
- 3 振込先

金融機関名	
支 店 名	
預金種別	
口座番号	
口座名義	

- ※ 大変申し訳ございませんが、この通知書が届きましたら 日以内に、 振込みをお願いします。また、振込手数料が発生いたしますが、ご了承く ださいますよう併せてお願いいたします。
- 4 問い合わせ先

 第
 号

 年
 月

 日

様

浦安市長

公園等ベンチ寄附受領書

年 月 日付けで寄附申出のありました下記の財産について、浦安市 公園等寄附ベンチ事業実施要綱第 10 条の規定により、受領しましたので交付 します。

記

1 受領した財産 ベンチ 基 (金 円相当額)

 第
 号

 年
 月

 日

様

浦安市長

工事完了報告書

年 月 日付けで寄附申出のありました下記の財産について、浦安市 公園等寄附ベンチ事業実施要綱第 11 条の規定により、設置工事が完了しまし たので、報告します。

ご厚意に対し、衷心よりお礼申し上げますとともに、有効かつ適切に使用させていただく所存であります。今後とも、浦安市に対し変わらぬご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 工事完了した財産 ベンチ 基 (金 円相当額)
- 2 設置箇所 別紙案内図のとおり